

別表六の二(十三)

「28」又は「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連
結
事
業
年
度・
・
・
・

法人名

()

各 連 結 法 人 分 に お け る 繰 上 算 分	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円	各 連 結 法 人 分 の 繰 上 算 分	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「54の①」)		21	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		2			工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)		22	
	取得価額の合計額 (別表六の二(十三)付表「10」の合計)		3			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		23	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額		4			調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)		24	
	税 額 控 除 限 度 額 $((3)-(4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$		5			総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		25	
	法人税額基準額 調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$		6			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)		26	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		7			調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑩」)		27	
	法人税額基準額 ((6)と(7)のうち少ない金額)		8			当期税額控除額の合計額 $(26) - (27)$		28	
	当期税額控除可能額の合計額 ((5)と(8)のうち少ない金額)		9			総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		29	
	調整前連結税額超過構成額の合計額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$		10			総調整前連結税額基準額の残額 $(29) \text{ 又は } ((29) - (26))$		30	
	当期税額控除額 $(9) - (10)$		11			繰越税額控除可能額の合計額 繰越税額控除可能額の合計額		31	
	繰越税額控除限度超過額 (43の計)		12			連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(44の①)の合計)		32	
	法人税額基準額 調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$		13			連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(44の②)の合計)		33	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		14			連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(44の③)の合計)		34	
	個別帰属額基準額の残額 (14) 又は $((14) - (9))$		15			連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(44の④)の合計)		35	
	法人税額基準額 ((13)と(15)のうち少ない金額)		16			合 計		36	
	当期繰越税額控除可能額 ((12)と(16)のうち少ない金額)		17			調整前連結税額超過構成額 調整前連結税額超過構成額		37	
	調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)}$ $+ (38) \times \frac{(44の③)}{(33)} + (39) \times \frac{(44の④)}{(34)}$		18			連 結 事 業 年 度 (別表六の二(三)付表「2の⑦」)		38	
	当期繰越税額控除額 $(17) - (18)$		19			連 結 事 業 年 度 (別表六の二(三)付表「2の⑧」)		39	
	法人税額の特別控除額 の 個 別 帰 属 額 $(11) + (19)$		20			連 結 事 業 年 度 (別表六の二(三)付表「2の⑩」)		40	
						合 計		41	
						法人税額の特別控除額の合計額 $(28) + (41)$		42	
						各限 連 度 結 超 法 過 人 額 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除		43	
						前期繰越額又は当 期税額控除限度額		44	
						当期控除可能額		45	
						翌 期 繰 越 額 (43) - (44)		46	
						計		47	
						当期分		48	
						合 計		49	

別表六の二十三

平三十一・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二(十三)

「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十三)付表「1」欄が「第1号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第1号)	10476	「28」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十三)付表「1」欄が「第2号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第2号)	10477	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において 工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別 控除 (別表六の二(十三)付表「1」欄が「第3号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第3号)	10478	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十三)付表「1」欄が「第4号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第4号)	10479	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (別表六の二(十三)付表「1」欄が「第5号」)	第68条の13第1項 (第42条の9第1項の表の第5号)	10480	

「41」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取 得した場合の法人税額の特別控除	「第68条の13第2項」(第42条 の9第1項の表の第1号か ら第5号まで)	10394	「41」欄の金額